

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 23 年 10 月 5 日をもって投資信託約款の一部を変更する予定ですので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- バランスセレクト 30
- バランスセレクト 50
- バランスセレクト 70

2. 約款変更の理由

各ファンドの主要投資対象の 1 つである外国株式マザーファンド（対象指数：FTSE 全世界・日本を除く先進国指数（円ベース））を外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド（対象指数：MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし））に変更する信託約款の変更手続を行なう予定です。

両マザーファンドは、対象指数が異なりますが、日本を除く先進国株式の市況を概ね捉えるという運用方針は同じであり、過去の基準価額の推移に大きな差もありません。外国株式の指数としては現在では MSCI-KOKUSAI 指数が主流であり、純資産残高についても外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドのほうが大きいことから、当該約款変更により効率的な運用を可能とし、もって受益者および投資家の利益に資するものと考えております。

3. 約款変更の内容

下線部 _____ は変更部分を示します。

（変更後）	（変更前）
運 用 の 基 本 方 針	運 用 の 基 本 方 針
<略>	<同左>
1. <略>	1. <同左>
2. 運用方法	2. 運用方法
(1) 投資対象	(1) 投資対象
国内株式マザーファンド受益証券、 <u>外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券</u> 、国内債券マザーファンド受益証券および外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式および公社債に直接投資する場合もあります。	国内株式マザーファンド受益証券、 <u>外国株式マザーファンド受益証券</u> 、国内債券マザーファンド受益証券および外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式および公社債に直接投資する場合もあります。
(2) 投資態度	(2) 投資態度
各マザーファンド受益証券への投資比率は以下を基本とし、原則として 3 ヶ月毎にリバランスを行ないます。	各マザーファンド受益証券への投資比率は以下を基本とし、原則として 3 ヶ月毎にリバランスを行ないます。
国内株式マザーファンド受益証券：【20 / 30 / 45】 %	国内株式マザーファンド受益証券：【20 / 30 / 45】 %
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券	外国株式マザーファンド受益証券：【10 / 20 /

券：【10 / 20 / 25】 %
国内債券マザーファンド受益証券：【55 / 40 / 20】 %
外国債券マザーファンド受益証券：【15 / 10 / 10】 %
~ <略>
(3) <略>

3 . <略>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である下記の各マザーファンド受益証券のほか、

国内株式マザーファンド受益証券（以下「国内株式マザーファンド」といいます。）

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド受益証券（以下「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」といいます。）

国内債券マザーファンド受益証券（以下「国内債券マザーファンド」といいます。）

外国債券マザーファンド受益証券（以下「外国債券マザーファンド」といいます。）

次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1 . ~ 21 . <略>

<略>

<略>

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マ

25】 %
国内債券マザーファンド受益証券：【55 / 40 / 20】 %
外国債券マザーファンド受益証券：【15 / 10 / 10】 %
~ <同左>

(3) <同左>

3 . <同左>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である下記の各マザーファンド受益証券のほか、

国内株式マザーファンド受益証券（以下「国内株式マザーファンド」といいます。）

外国株式マザーファンド受益証券（以下「外国株式マザーファンド」といいます。）

国内債券マザーファンド受益証券（以下「国内債券マザーファンド」といいます。）

外国債券マザーファンド受益証券（以下「外国債券マザーファンド」といいます。）

次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1 . ~ 21 . <同左>

<同左>

<同左>

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式マ

MSCI-KOKUSAIマザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産への投資制限)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外国為替予約の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産への投資制限)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外国為替予約の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

に対応します。

4．変更の適用予定日

平成 23 年 10 月 5 日

5．諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成 23 年 8 月 2 日から平成 23 年 9 月 1 日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成 23 年 8 月 2 日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成 23 年 10 月 5 日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成 23 年 9 月 14 日から平成 23 年 10 月 4 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 23 年 8 月 2 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社